

京都市交通局職員被服規程の一部を改正する規程を公布する。

令和 8 年 7 月 3 1 日

京都市公営企業管理者

交通局長 北村 信幸

京都市交通局管理規程第 1 号

京都市交通局職員被服規程

京都市交通局職員被服規程の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(着用) 第 5 条 被服の着用期間は次のとおりとする。ただし、職務の性質その他の理由により、この期間により難い場合は、別に定める。 <u>(1) 夏用 5 月 1 日から 10 月 31 日まで</u> <u>(2) 冬用 通年</u>	(着用) 第 5 条 被服の着用期間について、冬用は通年とし、夏用は 5 月 1 日から 10 月 31 日までの間において、着用することができるものとする。ただし、職務の性質その他の理由により、この期間により難い場合等は、別に定める。

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である

附 則

(施行期日)

この規程は、令和 8 年 8 月 1 日から施行する。

(交通局企画総務部職員課)